

## 審 査 基 準

平成 29 年 3 月 12 日 作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第104条の4第3項
処 分 の 概 要	申出による免許の付与
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	<p>道路交通法第104条の4第1項及び第2項（申請による取消し）、第107条第2項（免許証の返納等）</p> <p>道路交通法施行令第39条の2の2（申請による取消しの際に受けられることができる免許の種類）、第39条の2の3（申請による取消しの基準）</p> <p>道路交通法施行規則第30条の9（取消しの申請等）</p>
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1 日
申 請 先	申請書は、東部、中部又は西部の各地区運転免許センターの窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部交通部運転免許課
備 考	